

(案)

平成 21 年度末に中期目標期間が終了する  
独立行政法人等の主要な事務及び事業の改廃  
に関する勧告の方向性について

平成 21 年 12 月

政策評価・独立行政法人評価委員会

「平成 21 年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人等の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」及び「平成 20 年度における独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果等についての意見」の取りまとめに当たって（案）

平成 21 年 12 月 9 日

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 岡 素之

- 1 本日、当委員会は、平成 21 年度末に中期目標期間が終了する 6 の独立行政法人及び日本司法支援センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性を各主務大臣に対し指摘いたしました。

また、同日、独立行政法人等の平成 20 年度における業務の実績に関する評価の結果等についての意見を取りまとめ、各府省の独立行政法人評価委員会等に通知しました。

- 2 これらの取りまとめに向けた検討・審議に当たっては、各主務府省から見直しの検討状況やその考え方について詳しくヒアリングを行うとともに、委員自らが現地に赴き実情の把握に努めながら、精力的に議論を行ってまいりました。本年 5 月以降、独立行政法人評価分科会、ワーキング・グループ等の開催回数は、延べ 50 回以上に及びます。

- 3 「勧告の方向性」については、本年 9 月に新内閣が発足し、独立行政法人を抜本的に見直すとの政府方針が打ち出され、一部の法人を対象に行政刷新会議による事業仕分けが行われている中で、当委員会としても、独立行政法人については、なお、各方面から厳しい指摘がなされており、国民の不信感は払拭されていないとの認識の下、対象の 7 法人の主要な事務・事業を徹底的に見直す方針で取り組みました。

その結果、事務・事業の重点化、具体的な目標の設定や成果の検証等による改善、保有資産の見直し等の指摘をしております。また、各法人に共通する事項として、給与水準の適正化、契約の適正化等の指摘も行っております。

当委員会としては、これらの指摘が最大限に尊重され、適切な見直しが行われることによって、各法人の一層の効率的・自律的な運営に大きく寄与するものと確信しております。

今後、各主務大臣におかれては、本年の予算編成過程において、今般の「勧告の方向性」の指摘の趣旨を最大限いかして見直しを進めていただくとともに、独立行政法人による国民に対しての一層効率的で質の高い行政サービスの確保のため、御尽力されることを期待します。

- 4 「平成 20 年度における業務の実績に関する評価の結果等についての意見」については、平成 21 年 3 月 30 日に取りまとめた「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」、同日に独立行政法人評価分科会において取りまとめた「平成 20 年度業務実績評価の具体的取組について」等に沿って、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横断的に評価を行ったところです。

また、今年度は新たに、契約の状況のほか、給与の諸手当及び福利厚生状況についても実態調査を行いました。調査結果については、各府省の独立行政法人評価委員会等の評価にも資するよう、調査データを提供するとともに、政独委による評価にも活用しております。このほか、評価の適切性を確保する観点から、事業の必要性を含めた評価を行うよう、指摘を行っております。

各府省の独立行政法人評価委員会等におかれては、独立行政法人等に対する国民の厳しい視線を意識しながら評価に取り組んでいることと存じますが、今般の当委員会の「年度意見」を踏まえ、一層の評価の質の向上に向けた取組が行われることを期待しております。

最後に、独立行政法人等の適正な運営には、国民の皆様の監視と御理解とが不可欠であります。当委員会としては、独立行政法人等の適正な運営を確保し、その経営の質の向上を図るため、今後とも積極的な活動を行ってまいりますので、引き続き御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

## 目 次

平成 21 年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人等の主要な  
事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 内閣府                   | 1  |
| 独立行政法人国立公文書館          | 3  |
| 文部科学省                 | 5  |
| 独立行政法人日本原子力研究開発機構     | 7  |
| 厚生労働省                 | 13 |
| 独立行政法人医薬基盤研究所         | 15 |
| 年金積立金管理運用独立行政法人       | 19 |
| 経済産業省                 | 23 |
| 独立行政法人産業技術総合研究所       | 25 |
| 国土交通省                 | 33 |
| 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 | 35 |
| 法務省                   | 39 |
| 日本司法支援センター            | 41 |

(案1)

政 委 第 号  
平成 21 年 12 月 日

内 閣 総 理 大 臣  
鳩 山 由 紀 夫 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会  
委 員 長 岡 素 之

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する  
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴府所管の独立行政法人（独立行政法人国立公文書館）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴府におかれては、本年の予算編成過程において、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し案を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

なお、当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・中期計画の策定等に向けた貴府、当該法人及び貴府独立行政法人評価委員会の取組を注視させていただき、必要な場合には、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。



独立行政法人国立公文書館の主要な事務及び事業の改廃に関する  
勧告の方向性（案）

独立行政法人国立公文書館（以下「国立公文書館」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 事務及び事業の全般的見直し

国立公文書館については、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。）の施行に伴い、同館が新規に担うこととなる業務や移管対象となる範囲の拡大に伴う業務量の増加が見込まれている。

これら増加する業務に適切かつ効率的に対応するとともに、組織や予算の肥大化を防ぐ観点から、遅くとも公文書管理法が施行されるまでに、既存の事務及び事業について、従来の業務フローや事務処理手順を洗い出し、外部委託や賃金職員の活用による効率化、合理化の視点を入れ、無駄がないか徹底的な見直しを行うものとする。

2 歴史公文書等の保存方法の在り方の検討

各府省における行政事務の電子処理の進展に伴い、国立公文書館への電子媒体による歴史公文書等の移管及び保存が平成23年度から開始されることも踏まえ、紙媒体で移管された又は今後移管される歴史公文書等の保存方法について、外部有識者からなる検討委員会の活用や民間への調査委託などにより、マイクロフィルム化して保存することとデジタル化して電子的に保存することによる技術面、経費面におけるメリット、デメリットを22年度末までに検討し、結論を得るものとする。

第2 その他の業務全般に関する見直し

上記第1に加え、業務全般について以下の措置を講ずるものとする。

### 1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

### 2 給与水準の適正化等

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を引き続き着実に実施するものとする。

また、給与水準については、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組んでいるところであるが、引き続き着実にその取組を進めるとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

### 3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、競争性のない随意契約の見直しを更に徹底して行うとともに、一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。)についても、真に競争性が確保されているか、点検・検証を行うこととされている。

この取組により、契約の適正化を推進するものとする。



(案1)

政 委 第 号  
平成 21 年 12 月 日

文 部 科 学 大 臣  
川 端 達 夫 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会  
委 員 長 岡 素 之

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する  
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人日本原子力研究開発機構）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、本年の予算編成過程において、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し案を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

なお、当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視させていただき、必要な場合には、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。



独立行政法人日本原子力研究開発機構の主要な事務及び事業の  
改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 高速増殖炉サイクル研究開発の見直し

高速増殖原型炉「もんじゅ」については、平成7年12月のナトリウム漏えい事故を発端として現在まで約14年の長きにわたり運転を停止しており、施設の維持管理等に多額の経費が費やされている一方で、当初予定していた「もんじゅ」における高速増殖炉サイクル研究開発が行われていない状況にあり、国民の期待と信頼を大きく損ねる結果となっている。

このため、今後、高速増殖炉サイクル研究開発の実施に当たっては、以下の措置を講ずるものとする。

(1) 国民に対する十分な説明

高速増殖原型炉「もんじゅ」については、運転を停止していた期間に、事故の原因究明、施設の改善等が実施されており、その結果について公表はされているが、必ずしも国民に対して十分な説明がなされているとは言えないことから、

- ① 停止期間中にどれだけの経費を投じたのか、
  - ② 停止期間中にどのような研究成果が得られたのか、
  - ③ 停止により高速増殖炉サイクル研究開発にどのような影響を与えたのか
- についてとりまとめた上で、国民に分かりやすい形で公表するものとする。

(2) 研究計画・研究成果の明確化

運転再開後の研究開発について、進行管理の徹底を図る観点から、次期中期目標・中期計画等において、いつまでにどのような研究開発を行い、どのような成果を得るのか等、今後の研究開発の取組方針・計画等について具体的かつ明確に示すものとする。

### (3) 事故等による研究開発の遅延の防止

事故等による研究開発の遅延を防止するためのシステムの適切な運用を図るとともに、その運用状況、改善すべき事項の有無等について評価・検証し、必要な改善等を実施するものとする。

また、十全な研究成果を得られるマネジメント体制を整備し、マネジメント機能が十分に発揮されているか否か常に確認し、必要に応じ適切な見直し等を行うものとする。

以上の実施状況については、国民に分かりやすい形で公表するものとする。

## 2 研究施設・設備の在り方の見直し

原子力機構では、43の研究施設・設備に係る廃止措置実施計画を策定し、順次着手してきているが、廃止措置対象となっていない研究施設・設備については、民間研究機関や大学等において同種の機能を有する研究施設・設備を有している場合や機構内の研究施設間で同種の設備を有している場合等もみられる。このため、重複の排除の観点から、更なる研究施設・設備の廃止も含め、その在り方について継続的に見直すものとする。

## 3 展示施設等の効率的な運営

以下の措置を講ずることにより、展示施設等の効率的な運営に努めるものとする。

- (1) 原子力機構では、地域住民による正しい原子力の理解増進に資すること等を目的として9展示施設等を運営しているが、これらについては、コストに見合った効果が上がっているとは考えにくい。例えば、平成20年度における展示施設等の収支をみると、収入は料金を徴収している4施設分の約1,700万円に対し、支出は全施設における業務委託費、維持費等の約6億2,600万円となっている。また、入館者一

人当たりの運営費をみると、高いところでは4,500円に上っており、さらに入館者数が少なく、同一地域に複数の施設が存在する場合等については、効率的な運営とは言えない。したがって、展示施設等以外の手段による地元理解の促進を図る方法の検討も含め、低コストで効果が上がる方策を検討するものとする。

(2) 原子力機構では、アクションプランを策定し、展示施設等の利用効率の向上等に努めていることについては一定の評価はできるが、平成21年度のアクションプランをみると、経費の削減目標や入館者数の目標が20年度のアクションプランにおける当該目標よりも低い水準となっている。展示施設等の更なる利用効率の向上等を図る観点から、目標設定も含めアクションプランを見直すものとする。

(3) 「テクノ交流館リコッティ」の設置目的は「研究開発成果の普及」、「情報公開」、「リスクコミュニケーションの活動拠点及び地域交流の場の提供」とされており、多目的ホールにおける国際会議や会合、作業ブースや会議室を利用した会合等を行っている。しかし、当該施設の稼働率は低調となっており、目的に対して過大な設備となっていると考えられるため、効率的な運営を進める観点から、同施設の在り方について抜本的に見直すものとする。

#### 4 自己収入の確保

原子力機構では、自己収入の増加等に資するため、施設・設備の供用制度により外部の研究者等が原子力機構の17施設等を利用することができることとしている。それら以外の施設・設備においても、民間研究機関や大学等からの利用ニーズが高いものについては、施設供用の対象とするものとする。

## 第2 保有資産の見直し

### 1 分室の在り方を見直し

原子力機構では、職員の出張者用宿泊施設、原子力機構内外の事故・トラブル等緊急時対応施設等として8分室を管理運営しているが、以下のとおり在り方を見直すものとする。

(1) 青山分室については、機構内外の事故・トラブル等の緊急時の対応が必要となる施設に該当することから今後も存続させるとしているが、近郊に原子炉施設や大規模な研究施設を有していないことから、緊急時に必要とされる機能やその位置付けが明確となっていない。

このような状況を踏まえ、緊急時に必要とされる機能や分室の位置付けについて国民に納得の得られる説明ができない場合、廃止するものとする。

(2) 東海分室と阿漕ヶ浦分室のように近隣に複数の分室が存在する場合については、緊急時やトラブル対応等のための必要性は認められるものの、そのためにはいずれか一方を存続させることで足りると考えられる。原子力機構では、今後、東海村の原子力機構施設を利用する者の増加が望めることから両分室を存続させる必要があるとしているが、緊急時やトラブル対応の必要性から一方の分室を存続させることとしても、もう一方の分室については宿泊施設に供することのみが目的となり、原子力機構自らが管理運営しなければならない理由としては乏しい。このため、売却等を含めその在り方について抜本的に見直すものとする。

### 第3 その他業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の措置を講ずるものとする。

#### 1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

#### 2 給与水準の適正化等

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を引き続き着実に実施するものとする。

また、給与水準については、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組んでいるところであるが、引き続き着実にその取組を進めるとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

### 3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）に基づき、競争性のない随意契約の見直しを更に徹底して行うとともに、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）についても、真に競争性が確保されているか、点検・検証を行うこととされている。

この取組により、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。





(案1)

政 委 第 号  
平成 21 年 12 月 日

厚 生 労 働 大 臣  
長 妻 昭 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会  
委 員 長 岡 素 之

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する  
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人医薬基盤研究所及び年金積立金管理運用独立行政法人）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、本年の予算編成過程において、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し案を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

なお、当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視させていただき、必要な場合には、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。



独立行政法人医薬基盤研究所の主要な事務及び事業の改廃に関する  
勧告の方向性（案）

独立行政法人医薬基盤研究所（以下「医薬基盤研究所」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 調査研究の重点化等

基礎的技術研究、生物資源研究については、より効率的かつ効果的に画期的な医薬品・医療機器の開発支援に資するよう事業を実施する観点から、新興・再興感染症対策、迅速な新薬開発、難病対策等の国の政策課題の解決と製薬産業等の活性化を図る内容とするものとする。

その際、外部評価委員会を活用するなどにより、調査研究の必要性や効果を的確に評価し、研究資源配分の重点化を図るとともに、研究内容について他の研究機関等が実施するものとの重複の回避に努めるものとする。また、生物資源研究については、他の研究機関が行う研究資源の開発・提供状況や利用者ニーズを踏まえた研究リソースの収集・保存・提供を行うものとする。

2 実用化研究支援事業の見直し

実用化研究支援事業については、研究成果の事業化により生ずる売上げの一定額を納付させることにより委託費を回収する仕組みとなっているが、平成20年度末時点で54億円の繰越欠損金が生じていることを踏まえ、21年度から新規研究テーマの募集を休止している。

このため、次期中期目標期間中に、民間の医薬品や医療機器の開発を支援する方策としての有用性、有効性を検証し、同事業の在り方について見直すものとする。

また、既採択案件については計画どおり進ちよくしていないものもあることから、

繰越欠損金の解消を図るため、その事業化の進ちょく状況をフォローし、遅延している要因を分析し、適切な指導・助言を行うなど、早期事業化に向けて取り組むべき事項を次期中期目標、中期計画に明記した上で、その達成状況を厳格に評価するものとする。

### 3 承継業務の適正な処理

独立行政法人医薬品医療機器総合機構から承継した出資事業においては、平成 20 年度末時点で 257 億円の繰越欠損金が計上されているところであり、その解消に向け、出資法人の研究成果を引き継いだ企業における製品化に向けた開発の進行状況を踏まえ、出資法人に対し収益最大化のための指導を引き続き実施するとともに、期待される収益が管理コストを上回る可能性のない出資法人については、速やかに解散整理等の措置を講ずるものとする。

### 4 培養細胞の提供業務の見直し

生物資源研究のうち培養細胞の開発・提供に関しては、医薬基盤研究所の前身組織が国の機関であった平成 7 年当時から、財団法人ヒューマンサイエンス振興財団との業務提携により、同財団に細胞株を無償で独占的に提供し、同財団を通じて国内外の研究者への分譲を実施しており、分譲による収益は同財団の収入となっている。

しかしながら、同財団による培養細胞の分譲に当たっては、医薬基盤研究所による技術支援が不可欠となっているなど、提携の相手方を同財団に限定しなければならない合理的な理由は認められない。また、医薬基盤研究所と同財団との協議により、平成 17 年度から技術支援に対する対価として同年度の分譲による収益を勘案した技術支援料が支払われているが、金額については、その後見直しが行われておらず、分譲による収益に応じたものとなっていない。

このため、財団法人ヒューマンサイエンス振興財団との関係の透明性、自己収入の確保を図る観点から、次期中期目標期間内に、現在の同財団との業務提携による分譲の在り方を見直し、分譲は医薬基盤研究所自らが実施する形に改め、必要な委託業務については、一般競争入札をはじめ競争性のある契約形態とするものとする。

なお、当面の措置として、技術支援料については、培養細胞の分譲による収益に見合った対価を徴収するものとする。

## 第2 組織面の見直し

### 1 支所の廃止

薬用植物資源研究センター和歌山研究部については、主に近畿圏の薬用植物の栽培を行っているのみであり、同センターの筑波研究部において実施できることなどを踏まえ、廃止するものとする。

### 2 組織体制の整備

引き続き、プロジェクト研究員、協力研究員の一層の活用により、人件費の抑制を図るものとする。

## 第3 その他の業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の措置を講ずるものとする。

### 1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

### 2 給与水準の適正化等

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を引き続き着実に実施するものとする。

また、給与水準については、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組んでいるところであるが、引き続き着実にその取組を進めるとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

### 3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、競争性のない随意契約の見直しを更に徹底して行うとともに、一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。)についても、真に競争性が確保されているか、点検・検証を行うこ

ととされている。

この取組により、契約の適正化を推進するものとする。

## 年金積立金管理運用独立行政法人の主要な事務及び事業の 改廃に関する勧告の方向性（案）

年金積立金管理運用独立行政法人（以下「年金積立金管理運用法人」という。）の主要な事務及び事業については、厚生労働省において専門家の見解等を踏まえつつ検討が行われているところであるが、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、以下の方向で見直しを行うものとする。

### 第1 事務及び事業の見直し

#### 1 運用受託機関の選定

運用受託機関については、年金積立金管理運用法人の管理運用方針に基づき原則として3年ごとに見直しを行うこととされているが、国内外の債券、株式等の各資産のパッシブ運用受託機関及び国内債券アクティブ運用受託機関について、現行中期目標期間において見直しが行われていない。運用収益を確保する観点からは、現に運用を行う運用受託機関の選定が重要であることから、運用実績等を勘案しつつ、運用受託機関を適時に見直すものとする。

また、運用受託機関に対する委託手数料については、運用資産額の増減も考慮に入れつつ、引き続き低減に努めるものとする。

#### 2 調査研究の推進

国内外の経済・金融動向や商品の多様化等に応じた運用手法に関する知見を集積し、今後の年金積立金の運用に活用する観点から、例えば、現行の資産構成に基づく運用と異なった資産構成で運用した場合の収益動向について比較検証を行うことによる様々な資産構成で運用した場合のリスクやリターンなど、年金積立金の運用主体として必要な調査研究を進めるものとする。

#### 3 運用委員会の議事録の公表

年金積立金管理運用法人においては、基本ポートフォリオの策定や年金積立金の運

用状況等の監視などに経済・金融の専門家等の学識経験者からなる運用委員会が重要な役割を担っている。運用委員会の審議の透明性の確保を図るため、市場への影響にも配慮しつつ、一定期間を経た後に発言者名を明らかにした議事録を公表するものとする。

## 第2 組織面の見直し

年金積立金の管理・運用を効率的・効果的に行う体制とする観点から、管理部門、調査研究部門及び運用部門の各部門の人員配置を見直すものとする。その際、常勤職員76人のうち20人が配置されている管理部門については、法人全体の規模に見合った体制とするものとする。また、専門的知識・経験を有する者の採用・育成に努めるものとする。

## 第3 その他の業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の措置を講ずるものとする。

### 1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

### 2 給与水準の適正化等

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を引き続き着実に実施するものとする。

また、給与水準については、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組んでいるところであるが、引き続き着実にその取組を進めるとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

### 3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、競争性のない随意契約の見直しを更に徹底して行うとともに、一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意



契約は含まない。)についても、真に競争性が確保されているか、点検・検証を行うこととされている。

この取組により、契約の適正化を推進するものとする。



(案1)

政 委 第 号

平成 21 年 12 月 日

経 済 産 業 大 臣

直 嶋 正 行 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委 員 長 岡 素 之

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する  
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人産業技術総合研究所）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、本年の予算編成過程において、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し案を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

なお、当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視させていただき、必要な場合には、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。



独立行政法人産業技術総合研究所の主要な事務及び事業の改廃に  
関する勧告の方向性（案）

独立行政法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）の主要な事務及び事業については、世界市場での技術競争が年々厳しさを増す中で、我が国が今後とも国際競争力を維持していくために、産総研がそのリソースをより有効に活用して我が国の産業技術水準の向上につながる研究開発の継続に一層の貢献を果たしていくとともに、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

## 第1 事務及び事業の見直し

### 1 研究開発の一層の重点化

中期目標には、産総研が目標期間中に達成すべき水準を客観的かつ定量的に定める必要がある。また、産業競争力強化のために、公共の見地から、我が国の産業技術水準の向上に資する研究開発に集中的に取り組むべきである。

これまで産総研では、従来からの開発的な研究と基礎的な研究の両者をつなぐ「第二種基礎研究」を中心とし、基礎研究から製品化研究までを同時的・連続的に行う「本格研究」を実施し、また、他の独立行政法人、国立大学法人等及び民間企業との役割分担を明確化して、その役割に応じ独立行政法人として実施すべきもの若しくは産総研が比較優位にあるものに限って実施していくべきであるとの考え方の下、産総研が担うべき研究開発について、主要な六つの研究分野ごとに重点化が図られてきたところである。

今後の研究開発の推進に当たっては、それらの取組はもとより、民間企業のニーズ等を把握し、実用化・製品化後の姿を見据えて、有望と見込まれる研究開発にリソースをより重点的に投入するなど、更なる選択と集中を図り、実用化・製品化という目標を明確に設定した研究開発への重点化を図るものとする。

そのために、産総研が取り組む必要がある研究開発について、政策との関係や他と

の連携強化に実効的な措置・取組を明らかにしつつ、具体的かつ定量的に明示するものとする。

## 2 他の機関等との連携の強化

我が国の国際競争力を強化し、新産業の創成を図り、国民生活を向上させるためには、大学、公的試験研究機関、民間企業等の我が国の研究開発能力を結集し、研究成果の実用化・製品化に向けて、異なる研究分野や領域を融合した取組の充実が重要となってきた。

このようなことから、産総研の実用化・製品化に至る研究開発プロセスにおいては、自らの研究人材等のリソースや知見・ノウハウでは直ちに対応できない分野・技術について、実用化・製品化までの研究開発期間の短縮を図るためにも、自前主義にとらわれることなく、共同研究等により、海外を含めた大学、他の研究機関や民間企業等の人材、知見・ノウハウ等をより積極的に活用するものとする。

また、自らの研究成果はもとより、大学や民間企業等との共同研究による成果の実用化・製品化にとどまらず、今後は、省庁間の壁を越えて、我が国の研究開発能力を結集した研究成果の実用化・製品化の取組における中核的な結節点としての機能の発揮について積極的に検討するものとする。

その際、国費により研究開発を行っている多数の研究開発独立行政法人が存在していることから、それらの研究開発独立行政法人との連携を図ることにより、国費による研究開発のより効果的な研究開発体制構築や成果の実用化・製品化に向けた取組の強化をも目指すものとする。

## 第2 外部資金の獲得による研究開発の推進

現状において産総研の研究費の過半は外部資金によるものとなっていること、外部資金の獲得額は、競争的研究資金の受入額及び共同・受託研究による研究費受入額のどちらについても研究開発独立行政法人の中でトップクラスであるが、そのどちらも研究者1人当たりの金額でみると中位であること、及び外部資金の獲得は自己収入の増大の観点からも奨励されるべきものであることを踏まえ、外部資金の獲得に関して次の措置を講ずるものとする。

(1) 産総研の多様な事務及び事業について、個々の事務及び事業の目的・性格に照らして、運営費交付金を充当して継続的・安定的に実施する事務及び事業と外部資金の積極的な導入を図って実施する事務及び事業とを明確にするものとする。

その上で、外部資金の獲得に係る研究者に対するインセンティブの付与等、外部資金の一層の獲得のための方策を策定するものとする。とりわけ、研究成果の実用化・製品化を見据えた研究開発に重点的に取り組み、実用化・製品化を加速する観点から、産学官の連携の一層の強化及び外国企業を含む民間企業からの研究資金の獲得に努めるものとする。

(2) 産総研の限られたリソースを有効に活用し、相対的に優先度が低い研究プロジェクトにリソースを割くことがないように、外部資金の獲得に際しての審査に当たっては、以下の点に留意するものとする。

① 外部資金の獲得に当たっては、それによる研究開発と実施中の研究開発プロジェクト等との関係・位置付けを明確にするとともに、産総研のミッションに照らして、産総研として真に優先的、重点的に取り組むべき研究開発とすること。

② 特定の研究者に過剰に資金が集中することや他の研究開発課題の進捗よくに悪影響を与えることがないように研究者のエフォートを的確に把握・管理すること。

(3) 外部資金による研究開発が産総研の研究開発活動にどのように寄与・貢献しているのか、個々の外部資金の性格に応じて、その有効性を定期的に検証し、その結果を踏まえ、外部資金の獲得による研究開発の在り方について、一層の効率化・重点化の観点から、所要の見直しを行うものとする。

### 第3 人材の確保・育成のための取組の強化

#### 1 人材の確保・育成の充実

産総研は、特許の出願件数、特許の所有件数、知的財産権の活用及び刊行論文数において、いずれも研究開発独立行政法人の中でトップクラスの地位を占めている。一方、産総研については、知的財産や論文の創出に繋がりにくい計量標準の設定や地質調査等の業務に研究者が従事していることを考慮しても、その規模やミッションに照らせば、今後は、研究者1人当たりの特許の出願件数、特許の所有件数、知的財産権の活用及び刊行論文数の数値を一層高めること等、個々の研究者の成果の向上が期待

される。

このようなことも踏まえ、産総研がその人材リソースに縛られず、社会経済情勢や新産業創出の動向を踏まえ、ニーズに即応して産総研のミッションに照らして最もふさわしい研究開発を実施するとともに、実用化・製品化に向けた取組を効率的、効果的に推進する観点から、今後の人材の確保・育成に関し、次の措置を講ずるものとする。

人材の競争性、流動性、及び多様性をより一層高めるとともに、最適な研究者の構成、知財戦略の推進やベンチャー創出あるいは研究マネジメント等の分野における専門的な人材の活用を図るため、中・長期的な人材の確保・育成のための人事戦略を策定するものとし、外部の人材の活用、産総研内部で人材の育成が困難な分野等における産総研の人材の他の研究機関や民間企業等への派遣等を含めた計画的な人材の確保・育成に取り組むものとする。

また、それに応じた人事システム、研究者の評価システムやキャリアパスの見直しを行うものとする。

## 2 技術経営力の強化に寄与する人材の育成に係る事業の見直し

技術経営力の強化に寄与する人材の育成等に関して、産総研が重点的に取り組んでいる産総研イノベーションスクール（平成20年度開始）及び専門技術者育成事業（平成17年度開始）については、次期中期目標期間中において、育成期間終了後の進路等の成果を把握して、現行の事業の有効性を検証し、その継続の要否も含めた見直しを行うものとする。

## 第4 地域センター等の見直し

### 1 地域センターの在り方を見直し

産総研は、第2期中期目標期間（平成17年度から21年度）に向けて、各地域ブロック単位で設置されている地域センターの在り方について、全国に拠点形成を推進する目的や意義から検討を行い、見直しを行った。

各地域センターは、重点化された特定の分野の研究機能及び地域における産学官をつなぐ研究活動の推進や地域における産総研の窓口としての役割を担う連携機能を有



している。また、各地域センターは、地域の産業技術施策と密接にかかわっており、各経済産業局の地域の産業技術施策における各地域センターの位置付けや果たすべき役割及び各地域センターが行う研究開発が目指す方向と地域の産業技術施策との整合性をより一層明確にしていく必要がある。

このようなことから、次期中期目標期間において、各地域センターにおける研究機能及び連携機能の発揮に係るこれまでの取組の成果について、以下の①から④の視点から、厳格な検証を行い、その結果を公表するものとする。また、当該検証結果を踏まえて、地域の活性化、地域における産業の育成や新産業の創出、国際化への対応の観点から、各地域センターが一様に同一の機能を担うことを前提とせず、各地域センターの所在する地域の特性に応じて、各地域センターが有する機能の大胆な見直しを行い、産総研の研究開発戦略における地域センターの役割を再検討するものとする。

その際、各地域の産業技術施策における各地域センターの位置付けや役割、各地域における産業技術施策と各地域センターが行っている研究開発との関係及び整合性をより具体的に明らかにするものとする。

- ① 地域のニーズ・特性に応じた研究開発が着実に実施され、地場産業への技術移転、成果普及に関し明確なロードマップの下に、それに即した所期の成果が上がり、地場産業の振興や新産業の創出に寄与・貢献しているか。あるいは、それらが確実に見込まれる状況となっているか。
- ② 産総研ならではの機能を発揮することにより、地域の大学及び企業との産学官の緊密な連携、オープンイノベーションの推進について、顕著な成果を収めているか。産総研が有する高度かつ専門的な技術やノウハウを有効に活用し、大学と企業との間をつなぐ役割や地域の中小企業等の技術開発や製品化の取組において寄与・貢献しているか。
- ③ 各地域センターのリソースは、地域の研究開発ニーズに的確に対応したものとなっているか。
- ④ 産総研の地域に所在する研究拠点として、引き続き現在の所在地に研究機能及び連携機能を有することが効率的であるか。

## 2 事業所・サイトの見直し

個々の研究開発の拠点として新たに研究拠点を設置する場合には、真にその必要性を勘案した上で、当該研究開発の拠点として最もふさわしい場所であることのみならず、経費の節減にも十分配慮し、当該研究開発の進ちょく状況に応じて、無駄なく必要な研究スペース等を確保するものとする。

また、当該研究開発の終了時には速やかに研究拠点の廃止及び不用資産の処分を行うものとする。

#### 第5 ベンチャー開発センターの見直し

ベンチャー開発センターについては、次期中期目標期間中において、創出ベンチャー企業の業績や動向を把握し、それまでの取組における成果及び問題点並びに制度上のあい路等を厳格に検証し、その結果を公表するとともに、当該検証結果を踏まえ、事業の存続の要否も含めた見直しを行うものとする。

ベンチャー開発センターの取組の有効性が検証された場合には、より効率的かつ効果的なベンチャー創出システムを構築する観点から、他の公的研究機関及び大学におけるベンチャー創出機関（TLO）等との連携の強化を図り、相互の知見・ノウハウの共有化並びに有効な取組事例の活用及び提供等を図るものとする。また、他の研究開発独立行政法人等の研究成果を活用したベンチャー創出に寄与・貢献する方策についても検討するものとする。

#### 第6 研究ユニット評価の充実

研究ユニット評価については、外部委員を含めた評価委員が参集して産総研と意見交換し評価を行う機会がいずれの研究ユニットについても1回の開催となっているが、評価の充実を図る観点から、評価者が研究内容をより十分に把握することが重要であり、このため、例えば、評価者と研究者との意見交換の機会を増大することなどの方策について検討し、研究ユニット評価の在り方について見直しを行うものとする。

#### 第7 知的財産の一層の活用

産総研は、特許の出願件数、特許の所有件数及び知的財産権の活用において、いずれも研究開発独立行政法人の中でトップクラスの地位を占めている。一方、産総研につい

ては、知的財産に繋がりにくい計量標準の設定や地質調査等の業務に研究者が従事していることを考慮しても、その規模やミッションに照らせば、今後は、研究者1人当たりの特許の出願件数、特許の所有件数及び知的財産権の活用の数値を一層高めること等、個々の研究者の成果の向上が期待される。

産総研は、鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務を総合的に行うことより、産業技術の向上及びその成果の普及を図ることがその目的に掲げられていることにかんがみて、産総研の知的財産の活用について、具体的かつ定量的な目標を示し、その達成に向けた努力を促すものとする。

## 第8 その他業務全般に関する見直し

上記第1から第7に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

### 1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

### 2 給与水準の適正化等

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を引き続き着実に実施するものとする。

また、給与水準については、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組んでいるところであるが、引き続き着実にその取組を進めるとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

### 3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、競争性のない随意契約の見直しを更に徹底して行うとともに、一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)についても、真に競争性が確保されているか、点検・検

証を行うこととされている。

この取組により、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

(案1)

政 委 第 号  
平成 21 年 12 月 日

国 土 交 通 大 臣  
前 原 誠 司 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会  
委 員 長 岡 素 之

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する  
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、本年の予算編成過程において、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し案を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

なお、当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視させていただき、必要な場合には、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。



独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の主要な  
事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「高速道路機構」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

なお、この勧告の方向性は、現行制度の維持される期間が継続される場合を前提としたものであり、今後の高速道路の原則無料化と併せて行われる、高速道路機構の組織・業務に関する検討を前提としたものではない。

## 第1 事務及び事業の見直し

高速道路機構は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第31条において、民営化から45年を経過する日までに債務を返済し解散することとされており、これを確実に実施するため、以下の措置を講ずるものとする。

### 1 債務返済計画の見直し

現行の協定は、平成11年度の交通センサス調査に基づく交通需要予測によっているところであるが、平成20年11月の交通需要推計によれば、現行協定の前提となった交通需要推計よりも今後交通量が減少傾向にあることが示されている。今後、高速道路料金収入の減少など、道路資産の貸付料に対する影響が認められる場合には、新規引受債務の限度額等について精査し、債務返済計画を見直すものとする。

### 2 資金調達の多様化

債務返済に係る借換資金などの資金調達に当たっては、年限10年の債券の発行を中心に行う一方、20年以上の超長期債の発行が行われているが、将来の借換えに伴う金利上昇リスクを軽減することに加え、支払利子を圧縮する観点から、例えば金利の変動状況を踏まえつつ短期の債券の発行を行うなど、更なる調達の多様化を図るものと

する。

### 3 計画管理費の算定の厳格化

道路資産の貸付料については、計画料金収入から計画管理費を差し引いたものとされており、料金収入の実績が計画を上回った場合、管理費の実績が計画を下回った場合には高速道路会社の収入増となる仕組みとなっている。このうち管理費については、3年連続で3%から5%程度、実績が計画を下回っていることから、道路が常時良好な状態に保たれるよう留意しつつも、計画管理費の算定を厳格に行うものとする。

## 第2 その他の業務全般に関する見直し

上記第1に加え、業務全般について以下の措置を講ずるものとする。

### 1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

### 2 給与水準の適正化等

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を引き続き着実に実施するものとする。

また、給与水準については、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組んでいるところであるが、引き続き着実にその取組を進めるとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

### 3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、競争性のない随意契約の見直しを更に徹底して行うとともに、一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。)についても、真に競争性が確保されているか、点検・検証を行うこととされている。



この取組により、契約の適正化を推進するものとする。



(案1)

政 委 第 号  
平成 21 年 12 月 日

法 務 大 臣

千 葉 景 子 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委 員 長 岡 素 之

日本司法支援センターの主要な事務及び事業の  
改廃に関する勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の日本司法支援センターの主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、本年の予算編成過程において、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し案を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

なお、当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び日本司法支援センター評価委員会の取組を注視させていただき、必要な場合には、総合法律支援法（平成16年法律第74号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。



## 日本司法支援センターの主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性（案）

日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）の主要な事務及び事業については、法テラスが独立行政法人の仕組みを準用していることにかんがみ、法テラスが真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

### 第1 民事法律扶助業務の見直し

#### 1 債権管理・回収計画の策定等

民事法律扶助業務は、資力に乏しい方を対象とした、①無料法律相談を実施する法律相談援助、②民事裁判手続の準備及び遂行のための代理人に支払うべき報酬等を立替払いする代理援助及び③民事裁判手続に必要な書類の作成に要する報酬等を立替払いする書類作成援助からなっており、これらの援助件数や立替額は年々増加している。

法テラスでは、主に運営費交付金をもとに代理援助及び書類作成援助に係る費用の立替払いを行っているが、当該立替金に対し、毎年度、多額の貸倒懸念債権や破産更生債権が発生している。

本業務は資力の乏しい方を対象としたものであるが、運営費交付金を主な財源としている以上、可能な限り国の歳出を増大させないことが必要であることから、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 年度ごと、地方事務所等ごとの債権管理・回収計画を策定し、毎年度、当該債権の管理・回収状況について検証の上、厳格に評価するとともに、不断に見直すものとする。また、生活保護受給者等に係る債権等、償還の見込みのない債権については、償却も含め検討し、適切に処理するものとする。
- ② 初期滞納者に対する督促の強化やコンビニエンスストアを利用した償還を促進する等、立替金の償還滞納者に対する効果的な督促方法や償還方法を工夫することにより、民事法律扶助立替金の償還を促進するものとする。その際、償還割合の高い地方事務所における取組を把握し、効果的な方策を活用するものとする。

## 2 事務処理の効率化

審査の適正を確保しつつ、書面審査を活用することによる審査時間の短縮化等、本業務に係る事務手続の効率化を図るものとする。

### 第2 司法過疎対策業務の見直し

#### 1 司法過疎地域事務所の設置基準の明確化等

法テラスでは、司法過疎地域に司法過疎地域事務所を設置し、当該地域事務所に弁護士を常勤させ、民事法律扶助業務等のほか、有償で事件を受任している。

法テラスでは、司法過疎地域事務所の設置について、年度計画において、「地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士がいないか1名しかおらず、当該地方裁判所支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地方裁判所本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地方裁判所支部が存在しない地域において、当該地方裁判所支部管内の人口・事件数等を考慮しつつ地域事務所を設置」することとしており、このほか、地域の要望や採算性等の要素も考慮している。

また、法テラスでは、地方裁判所支部単位で実働弁護士1名当たりの人口が非常に多い地域についても、公共交通機関の整備状況、事件数、地方公共団体等の支援体制等を考慮し、司法過疎地域事務所を設置することとしており、今後も司法過疎地域事務所の設置数は増加することが見込まれる。

しかしながら、人口や事件数、公共交通機関を用いて要する時間、地域の支援等について、司法過疎地域事務所の設置に係る具体的かつ明確な基準は設けられていない。

また、司法過疎地域においては、日本弁護士連合会においても、公設事務所を設置する制度を設けている。

以上を踏まえ、司法過疎地域事務所の適切な設置、効率的な業務運営を行うため、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 司法過疎地域事務所の設置・廃止の要否についての検討に資するため、司法過疎地域事務所を設置・廃止する際に考慮する要素を、法テラスが作成する中期計画等において、具体的に明らかにさせるものとする。
- ② 日本弁護士連合会による公設事務所の設置状況、実働弁護士数、地域ニーズの的確な把握等により、司法過疎地域事務所の設置・廃止について、不断に検討し、必

要な見直しを行うものとし、毎年度、日本司法支援センター評価委員会において一定の指標（現行の項目別評価表の「評価の指標」又はこれに相当するもの）に基づく評価を受けることとする。

## 2 司法過疎地域への常勤弁護士の巡回実施等

法テラスでは、司法過疎地域事務所が設置されていない地域において、近接する地方事務所（地方裁判所本庁単位に設置）の常勤弁護士による巡回を実施し、法律相談等を行っているが、当該巡回の内容の多くは、受任した事件の弁論、接見等、特定の者を相手としたものとなっており、不特定多数の者を対象とする法律相談の実績は少ない。

司法過疎地域においてより多くの者に法律サービスを提供するため、当該司法過疎地域のニーズを十分把握し、地方事務所における既存の常勤弁護士の配置の見直し等による司法過疎地域に近接する地方事務所への常勤弁護士の重点配置等の工夫により、司法過疎地域における法律サービス提供を充実させるものとする。

## 第3 情報提供業務の見直し

### 1 コールセンターの地方移転

法テラスでは、コールセンターを設置し、研修を受けた消費生活相談専門員等の消費生活相談資格者等が、法的紛争解決のための法制度等に関する情報を電話により提供している。

当該コールセンターの業務は法テラスから委託を受けた民間事業者が東京都 23 区内にコールセンターを設置し実施しているが、電話により情報を提供しているコールセンターを東京都 23 区内に設置しなければならない必要性は少ない。

コールセンター業務に係る次期契約更新時においては、経済性の観点、サービス品質の維持等について総合的に勘案の上、コールセンターの地方への移転も含めた検討を行うものとする。

### 2 コールセンターと地方事務所等との役割の明確化

法テラスでは、コールセンターのほか、地方事務所等においても情報の提供を行っており、地方事務所等においては、主に面談による情報の提供を行うこととしている。

しかしながら、地方事務所等においても、電話による法制度に関する照会等、面談を要しない事案の問い合わせを受け付けている状況にある。

コールセンター及び地方事務所等における効率的な業務運営を行うため、法テラスに対し、犯罪被害者支援に関するものも含め、コールセンターにおいて提供している情報の種類や内容、地方事務所において対応している事案の内容について、両者の役割が明確となるよう、国民に対する周知を行わせるものとする。

また、コールセンターと地方事務所等との間の電話転送機能を付与することについて、事務所ごとに、受電件数及びコールセンターからの紹介件数並びに体制及び費用対効果を検証の上、当該機能の付与の適否を検討するものとする。

### 3 オペレーター研修の充実

コールセンターでは、研修を受けたオペレーターが電話対応業務に従事しているが、利用者から「たらい回しにされている気がする」、「対応がまちまちで中には事務的な人がある」といった声が寄せられている。

利用者サービスの向上を図るため、利用者の声を業務にフィードバックする仕組みを構築・徹底するとともに、ケーススタディ等を内容とするオペレーター相互の研修の充実を図るものとする。

### 4 関係機関との連携強化

利用者が有用かつ適切な情報を得られるようにとの観点から、消費者庁、地方公共団体等の関係機関との連携・協力を強化し、法テラスと関係機関それぞれが対応可能な事案の具体的内容の把握、情報の共有等を行うことにより、利用者サービスの向上を図るものとする。

## 第4 犯罪被害者支援業務の見直し

### 1 一般の窓口対応職員の活用

法テラスでは、コールセンター及び地方事務所等において、犯罪被害者支援に関する情報についても提供しているが、被害者の心情に配慮した対応を行うことができるよう、一部の地方事務所においては、実際に犯罪の被害に遭われた方で犯罪被害者支援活動に従事し、犯罪被害者支援に造詣の深い方を犯罪被害者支援担当窓口対応専門



職員として採用・配置し、犯罪被害者支援に関する情報の提供業務を行っている。

一方、これら専門職員が配置されていない時間帯や未配置の地方事務所においては、その他の窓口で対応を行う職員が犯罪被害者支援に関する情報の提供業務を行っている。

犯罪被害者支援に関する情報の提供業務においては、効率的な業務運営を行うため、二次被害を防止する対応スキルの会得等を内容とする研修の充実を図ることなどにより、犯罪被害者支援担当窓口対応専門職員のみならず、それ以外の窓口で対応を行う職員も、被害者の心情に配慮した質の高いサービスを提供することができるようにするものとする。

## 2 関係機関との連携強化

これまでの相談内容も踏まえた的確な対応及び効率的な業務運営を行うため、都道府県警察、民間犯罪被害者支援団体、臨床心理士会等の犯罪被害者支援に係る機関との連携・協力を強化するものとする。その際、都道府県警察が事務局となり設置している犯罪被害者支援連絡協議会の場などを積極的に活用するものとする。

### 第5 国選弁護士確保業務の見直し

法テラスでは、被疑者や被告人に対する国選弁護士等の候補者の裁判所への通知、国選弁護士等に対する報酬等の支給等の業務を行っており、国選弁護等の対象となる事件数は増加している。また、平成21年5月から被疑者国選弁護の対象範囲が拡大されている等、今後も事件数・業務量の増加が見込まれる。

効率的な業務運営を行うため、報酬の再算定に係る不服申立てについて、事務所限りで処理する等、本部及び地方事務所の役割を明確にした上で、業務を分担し、事務手続の簡素・合理化を図るものとする。

### 第6 常勤弁護士の確保

法テラスでは、勤務契約を締結した常勤弁護士を地方事務所等に常勤させ、民事法律扶助業務における代理援助、国選弁護関連業務における弁護士又は付添人、司法過疎対策業務における有償事件の受任等の業務を行っている。

法律サービスを広く公平に提供するため、真に必要な常勤弁護士数について厳格に検

証するとともに、地方事務所への常勤弁護士の適正配置についても検討するものとする。

その際、民事法律扶助事件及び国選弁護関連事件の確実な受任、地域の関係機関等との連携協力関係の確保・強化の必要性、地域における契約弁護士の受任状況等の要素を考慮するものとする。

## 第7 組織面の見直し

### 1 支部・出張所の見直し

法テラスには、地方事務所及び地域事務所のほか、地方事務所等の事務の一部を分掌させるため、支部及び出張所が設置されており、情報提供業務、民事法律扶助業務等を行っている。

しかしながら、支部と出張所が近接して設置されているものがある状況がみられる。

支部・出張所について、業務量、地方事務所の体制、費用対効果を踏まえ、廃止も含めた必要な見直しを行うものとする。

### 2 職員の適正配置

法テラスでは、業務量が年々増大しており、当該増大に伴い職員数も増加している。

しかしながら、職員の配置状況をみると、業務件数から見れば配置職員数が不均衡ではないかとうかがえる出張所もみられる。

業務量の増大に伴う適正な規模の職員数の増加はやむを得ないところであるが、職員の採用・配置に当たっては、安易な職員の採用増や配置とならないよう、業務を行うために真に必要な職員数を常に検証した上で、必要な数の職員の採用、地方事務所等への適正な配置を行うものとする。

## 第8 自己収入の確保

法テラスの業務は、国選弁護人確保業務を除き、運営費交付金を主な財源として行われており、その他の財源として寄附金等を受け入れている。

可能な限り国の歳出を増大させないため、寄附金等の獲得方策について検討するものとする。

## 第9 その他

## 1 効果的な広報の実施

平成20年度に内閣府が実施した世論調査の結果等をみると、法テラスの認知度は低いものとなっている。

法テラスの認知度を向上させ、利用を促進させるため、法テラスが実施するアンケート調査結果を活用するとともに、関係機関との連携強化による周知、インターネットリスティング広告等、効果的な広報を実施するものとする。その際、費用対効果について検証するものとする。

## 2 内部統制の強化等

法テラスでは、法テラスの業務に係る契約弁護士による不祥事が複数発生していることから、こうした不祥事の発生を防止するために法テラスとしてできる対策を適切に講ずることについて検討し、実施するものとする。

また、法テラスの内部統制を強化するために必要な措置についても検討し、実施するものとする。